**露 店 等 開 設 に お け る 遵 守 事 項**

露店等を開設する際には、次の事項を遵守してください。

１　開設場所は、消防水利（消火栓、防火水槽等）の位置から離れた場所に設置すること。（５ｍ以上）

２　消防車の進入路付近や、周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設置しないこと。

３　防火担当者を決めておくこと。

４　火気等を使う露店等には、消火器具を設置し取扱方法を徹底すること。

５　できる限り、ガソリンを燃料とする発電機（携帯用発電機等）は使用しないこと。やむを得ず、発電機や危険物容器を使用する場合は、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。

６　ＬＰガス等の火気器具を使用する場合は、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。

７　火を使用する器具の周囲は、常に整理及び清掃に努め、燃える物を置かないようにすること。

８　たこ足配線にならないようにすること。

９　実施日時及び内容等を変更したときは、消防本部に連絡すること。

問い合わせ先

　　　　　　　　　　　　本部町今帰仁村消防組合

消防本部予防課　　℡　0980－51－6222